

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成29年11月 15 日

申請者 ^{フリガナ}氏名又は名称 ^{ナカニシケンセツカブシキカイシャ} 中西建設株式会社
 住所 ^{ナカニシ タクヤ} 奈良市古市町大塚1328番地
^{フリガナ}代表者氏名 代表取締役 ^{ナカニシ タクヤ} 中西 琢也
 電話番号 0742-61-3436
 FAX番号 0742-61-4361
 メールアドレス kawakami @ nara-nakanishi.com



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 水道事業管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

平成29年 // 月 15 日

申請者 氏名又は名称 ナカニシ タクヤ
 中西建設株式会社
 〒630-8424
 住 所 奈良市古市町大塚1328番地
 ナカニシ タクヤ
 代表者氏名 代表取締役 中西 琢也
 電話番号 0742-61-3436



水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 ナカニシ タクヤ 中西 琢也	取締役 タナカ ユウイチ 田中 雄一
取締役 ナカニシ マオリ 中西 真居	取締役 ナカニシ サダコ 中西 貞子
取締役 ナカニシ ミユキ 中西 美幸	監査役 ナカニシ シゲト 中西 重人
取締役 カワノ ヨウゾウ 河野 洋三	
取締役 ハシモト ケン 橋本 賢	
取締役 マスダ タイチ 増田 太一	
事業の範囲	電気通信線路各種工事 各種一般土木工事 各種建築請負工事 道路舗装工事並びに合材製造販売 水道施設工事請負・設計・施工 不動産の売買、仲介、賃貸、管理 損害保険の代理店及び生命保険募集に関する業務 前各号に附帯関連する一切の業務
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	ナカニシケンセツ 中西建設株式会社
上記事業所の所在地	郵便番号 630-8424 住所 奈良市古市町大塚1328番地 電話番号 0742-61-3436 F AX番号 0742-61-4361 メールアドレス kawakami @ nara-nakanishi.com
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
大正谷 喜千之亮	第78779号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

平成29年11月 15 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
管の切断用の 機械器具	金切りのこ		2	
	塩ビカッター		2	
管の加工用の 機械器具	組やすり		1	
	ディスクグラインダー		3	
	電動ネジ切器		1	
管の接合用の 機械器具	トーチランプ		3	
	パイプレンチ		2	
	スパナ		3	
	トルクレンチ		1	
水圧テスト ポンプ	手動式テストポンプ		1	

（注）種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

平成 29年 // 月 15 日

申請者

氏名又は名称

中西建設株式会社

住 所

奈良市吉市町大塚1328番地

代表者氏名

代表取締役 中西 琢也



水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

現在事項全部証明書

奈良市古市町大塚1328番地
中西建設株式会社

会社法人等番号	1500-01-001566		
商号	中西建設株式会社		
本店	奈良市古市町大塚1328番地		
公告をする方法	官報に掲載する。		
会社成立の年月日	昭和41年8月1日		
目的	1. 電気通信線路各種工事 2. 各種一般土木工事 3. 各種建築請負工事 4. 道路舗装工事並びに合材製造販売 5. 水道施設工事請負・設計・施工 6. 不動産の売買、仲介、賃貸、管理 7. 損害保険の代理店及び生命保険募集に関する業務 8. 前各号に附帯関連する一切の事業 平成17年 1月31日変更 平成17年 2月 1日登記		
発行可能株式総数	23万株		
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 8万株		
株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記		
資本金の額	金4000万円		
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない		
役員に関する事項	取締役	中西 琢 也	
			平成29年 8月26日重任
			平成29年 9月 1日登記
	取締役	中西 貞 子	平成29年 8月26日重任
			平成29年 9月 1日登記

	取締役 中西真居	平成29年 8月26日重任
		平成29年 9月 1日登記
	取締役 中西美幸	平成29年 8月26日重任
		平成29年 9月 1日登記
	取締役 河野洋三	平成29年 8月26日重任
		平成29年 9月 1日登記
	取締役 橋本賢	平成29年 8月26日重任
		平成29年 9月 1日登記
	取締役 増田太一	平成29年 8月26日重任
		平成29年 9月 1日登記
	取締役 田中雄一	平成29年 8月26日重任
		平成29年 9月 1日登記
	奈良市古市町1464番地の1 代表取締役 中西琢也	平成29年 8月26日重任
		平成29年 9月 1日登記
	監査役 中西重人	平成27年 8月27日重任
		平成27年11月 4日登記
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある	平成27年11月 4日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記

奈良市古市町大塚1328番地
中西建設株式会社

これは登記簿に記録されている現に効力を有する事項の全部であることを証明
した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

平成29年11月14日

奈良地方法務局
登記官

岡 本 泰 自



整理番号 ル136170

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

3 / 3

定 款

中 西 建 設 株 式 会 社

平成17年 1月31日 改訂

中西建設株式会社 定款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社の商号は中西建設株式会社と称する。

(本店の所在地)

第 2 条 当社は本店を奈良市に置く。

(目 的)

第 3 条 当社は左の事業を営むことを目的とする。

1. 電気 通信線路各種工事
2. 各種一般土木工事
3. 各種建築請負工事
4. 道路舗装工事並びに合材製造販売
5. 水道施設工事請負・設計・施工
6. 不動産の売買、仲介、賃貸、管理
7. 損害保険の代理店及び生命保険募集に関する業務
8. 前各号に附帯関連する一切の事業

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告は官報に掲載する。

第2章 株 式

(発行する株式の総数)

第 5 条 当社の発行する株式の総数は230,000株とする。

(株 券)

第 6 条 当社の発行する額面株式の1株の金額は500円とする。

第 7 条 当社の発行する株式はすべて記名式とし、株券の種類は1株券、10株券、50株券、100株券、1,000株券の5種類とする。

(株式の譲渡制限)

第 8 条 当社の株式について名義書換、その他株式の取扱に関しては別に取締役会の定めるところによる。

(名義書換)

第 9 条 当社の株券の再発行を請求するときは、当社所定の手続きに依るものとする。

(株主名簿の閉鎖)

第10条 当社は毎決算期最終日からその定時株主総会終了の日迄又臨時株主総会招集状発送の日よりその総会の終結日まで株主名簿を閉鎖する。

第3章 株主総会

(招 集)

第11条 当社の定時株主総会は毎年7月に開き、臨時株主総会は必要と認めるときこれを招集する。

第12条 総会の招集は法令に別段の定めのある場合を除いては取締役会の決議に基きこれを行う。

(議 長)

第13条 総会の議長は社長これに当る。社長事故あるときは、あらかじめ定めた順位により他の取締役これに当る。

(議 決 権)

第14条 株主は1株につき1個の議決権を有する。

(議 決)

第15条 総会の決議は法令に別段の定めのある場合を除く外、出席株主の議決権の過半数を以ってこれを決する。

(議 事 録)

第16条 株主総会の議事はその経過の要領及び結果を議事録に記載し出席した取締役はこれに記名捺印して当会社に保存する。

第4章 取締役、監査役及取締役会

(取締役及び監査役の員数)

第17条 当社は取締役3名以上、監査役1名以上を置く。

(取締役及び監査役の選任)

第18条 当社の取締役及監査役は株主総会に於て選任し、取締役選任の決議は発行済株式の総数の三分の一以上にあたる株式を有する株主が出席しその議決権の過半数を以って行い、累積投票に依らないものとする。

(取締役及び監査役の任期)

第19条 取締役の任期は、その就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の日迄とし、監査役の任期は、その就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の日までとする。

第20条 取締役又は監査役に欠員を生じた時は臨時株主総会を開き補欠選挙を行う。

但し法定の員数に不足を告げず且つ業務に支障のない時は取締役会の決議に依り、補欠選挙を行なわなくてもよい。

補欠員の任期は前任者の残任期間とする。

増員選挙により取締役又は監査役に当選した者の任期は他の同職者の残任期間とする。

(取締役会の招集)

第21条 取締役会は取締役全員を以って構成する。取締役会は当社の重要な業務執行を決定する。

第22条 取締役会の招集の通知は各取締役に対し会日より3日前に発するものとする。

但し緊急の場合はこれを短縮する事が出来る。

(代表取締役)

第23条 取締役はその決議により社長1名を定める。

第24条 社長は会社を代表し社務一切を統轄すると共に取締役会の議長をつとめる。

(報酬)

第25条 取締役及び監査役の報酬は株主総会に於て定める。

第5章 計 算

(営業年度)

第26条 当会社の決算期は毎年5月末日とする。

(利益配当)

第27条 当会社は毎決算期に於て総収入金より総支出金を控除した残額を当該営業年度の剰余金としてこれに前期繰越金を加え定時株主総会の承認を経てこれを処分する。

第28条 株主配当金は毎決算期の末日に於ける株主に配当する。株主配当金の通知を発した日より3年を経過しても受取らない時はその権利は当会社に帰属する。

附 則

第29条 当会社の設立に際して発行する株式は額面株式4,000株として1株の発行価格は金500円とする。

第30条 当会社の最初の取締役の任期は第19条の規定に拘らずその就任後最初の定時株主総会の終結日迄とする。

右中西建設株式会社設立の為本定款を作成し発起人左に記名捺印する。

昭和41年12月31日

(但し、発起人住所、氏名は省略)

以 上

上記は、現行定款の写しと相違ない事を証明します。

平成 29 年 11 月 15 日

奈良市古市町大塚1328番地
中西建設株式会社
代表取締役 中西 琢也



第七八七七九号

給水装置専事主任技術者免状

本籍 奈良県

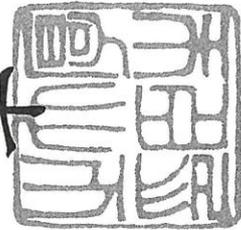
氏名 大正谷喜千之亮

昭和四十六年六月七日生

水道法(昭和三十九年法律第百七十七号)の
規定により給水装置専事主任
技術者免状を交付する。

平成十年八月五日

厚生大臣 宮下 創平



給水装置工事主任技術者証

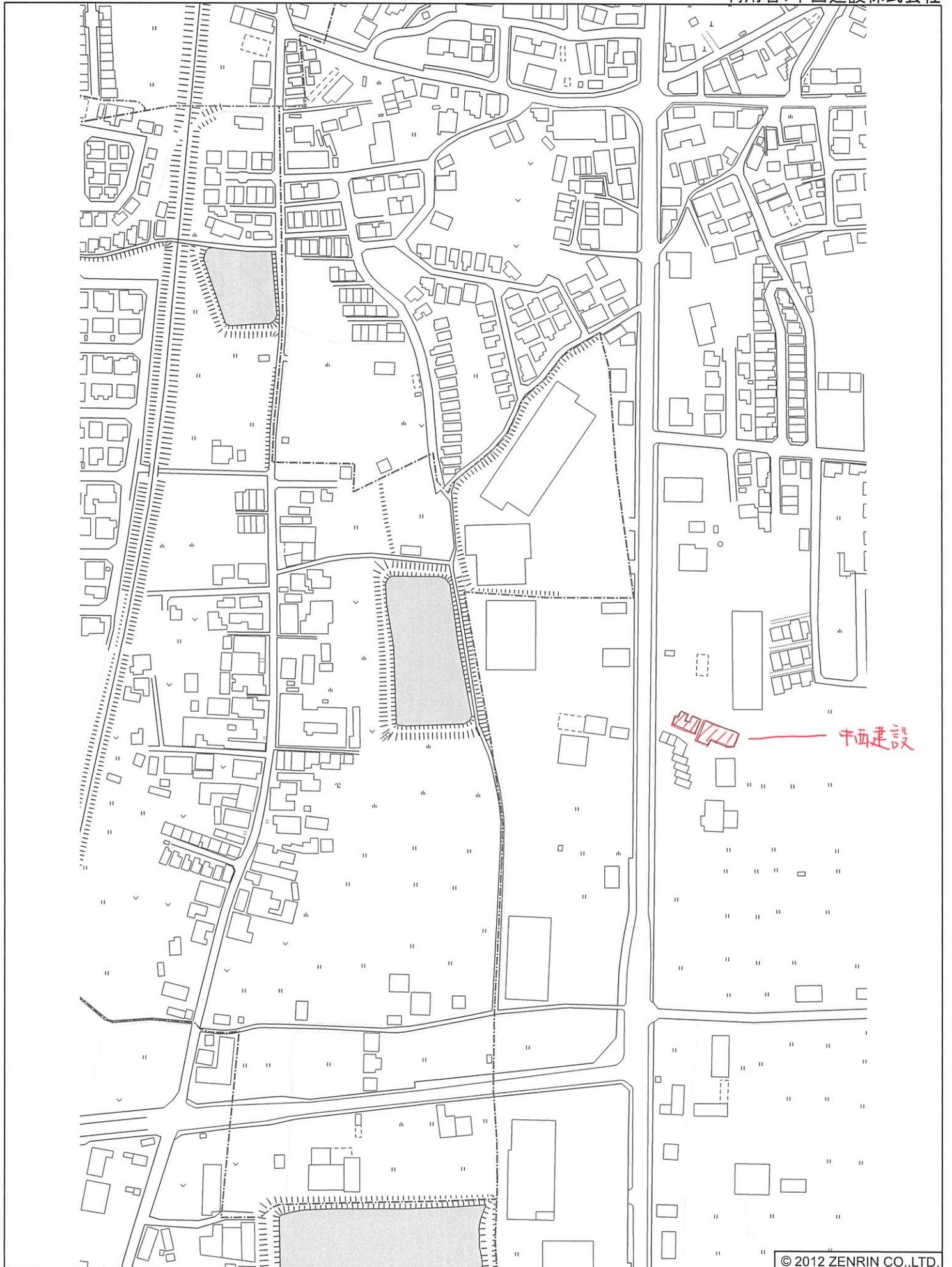


免状番号 第78779号
交付年月日 平成10年 8月 5日
本 籍 奈良県
フリガナ オシヨウタニ キチノスケ
氏 名 大正谷喜千之亮
生年月日 昭和46年 6月 7日

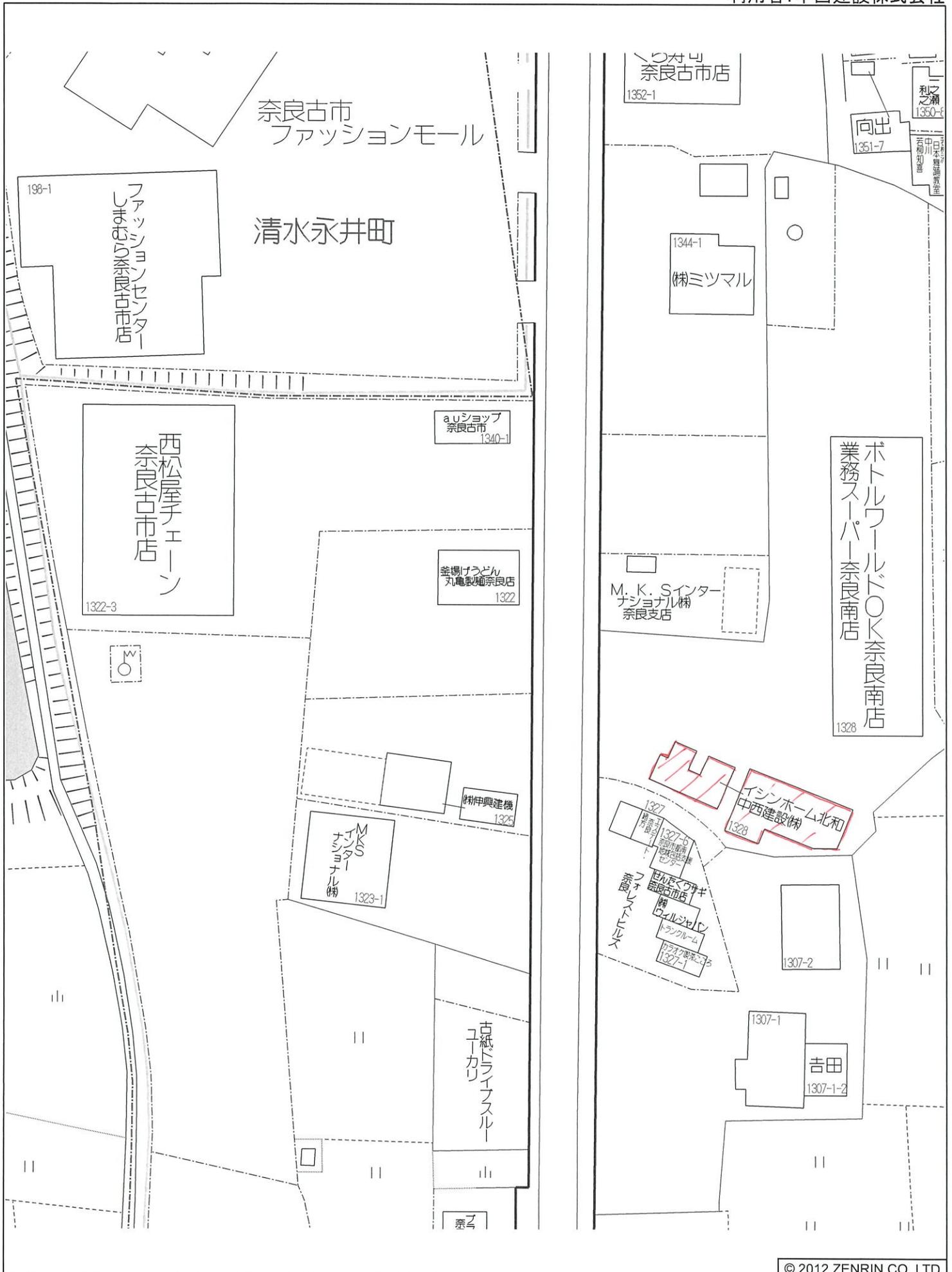
財団法人 給水工事技術振興財団理事長



1. 本証は、水道法第25条の5第1項に基づき免状の交付を受けている者に対し交付するものです。
2. 本証を紛失したとき又は本証の記載内容に変更が生じたときは、直ちに届け出て下さい。
3. 本証は、他人に貸与又は譲渡してはいけません。

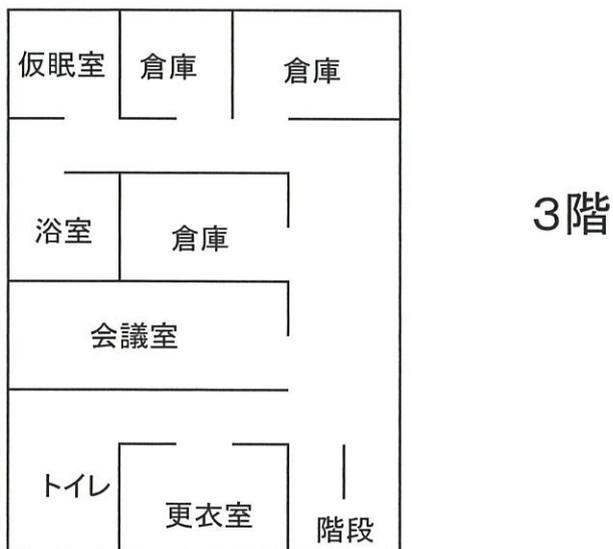
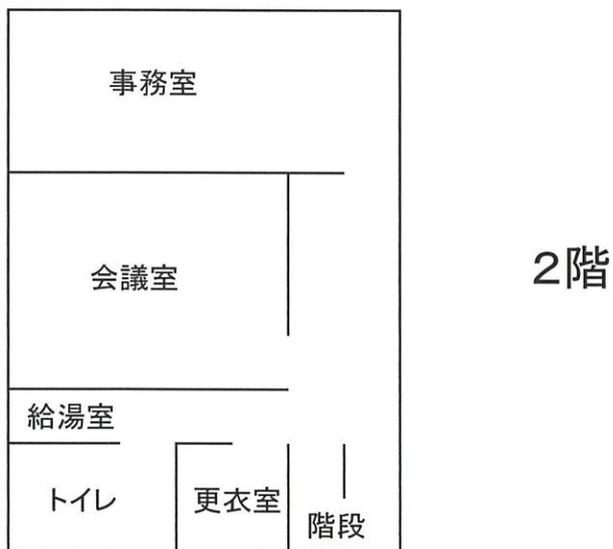
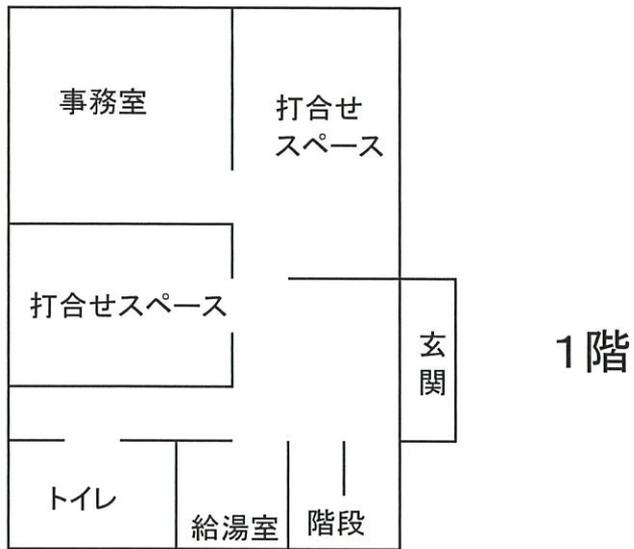


© 2012 ZENRIN CO., LTD.



奈良市古市町付近

事務所見取図(平面図)





本社外観



1階事務室



2階事務室

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成29年11月 15 日

申請者 氏名又は名称 フリガナ ナカニケンセツカブシキカイシャ
 中西建設株式会社
 住所 奈良市古市町大塚1328番地
 代表者氏名 フリガナ ナカニシ タクヤ
 代表取締役 中西 琢也
 電話番号 0742-61-3436
 FAX番号 0742-61-4361
 メールアドレス kawakami @ nara-nakanishi.com



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 水道事業管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

平成29年11月 15日

届出者

中西建設株式会社

〒630-8424

奈良市古市町大塚 1328 番地

代表取締役 中西 琢也



水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の
をします。

選任

の届出

解任

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	中西建設株式会社	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
大正谷 喜千之亮	第78779号	

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第七八七七九号

給水装置事主任技術者免状

本籍 奈良県

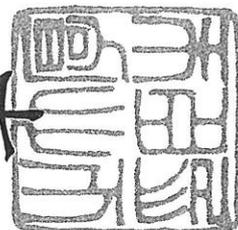
氏名 大正谷喜千之亮

昭和四十六年六月七日生

水道法(昭和五十年法律第百七十七号)の
規定により給水装置事主任
技術者免状を交付する。

平成十年八月五日

厚生大臣 宮下 創平



給水装置工事主任技術者証



免状番号 第78779号
交付年月日 平成10年 8月 5日
本 籍 奈良県
フリガナ オシヨウダ ニ キチノスケ
氏 名 大正谷喜千之亮
生年月日 昭和46年 6月 7日

財団法人 給水工事技術振興財団理事長



1. 本証は、水道法第25条の5第1項に基づき免状の交付を受けている者に対し交付するものです。
2. 本証を紛失したとき又は本証の記載内容に変更が生じたときは、直ちに届け出て下さい。
3. 本証は、他人に貸与又は譲渡してはいけません。

D.99.03